

高压ガス製造保安責任者 甲種化学・機械試験問題集 令和 8 年度版

【正誤表 その 2】

497 頁および 498 頁の内容に誤りがありましたので、訂正いたします（破線囲み部分の位置に誤りがあります。）。

【正】	【誤】										
<p>問 7. 次のイ、ロ、ハの記述のうち、液化石油ガスの特定高压ガス消費者について液化石油ガス保安規則上正しいものはどれか。ただし、この消費施設の貯槽は貯蔵能力が 15 トンのもの 1 基とする。</p> <p>イ. 消費施設の減圧設備の外側から第一種保安物件に対して有すべき第一種設備距離は、その減圧設備の処理能力から算出される。</p> <p>ロ. 貯蔵設備等の周囲 5 メートル以内においては、定められた措置を講じた場合を除き、火気（その設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置いてはならない。</p> <p>ハ. 液化石油ガスの製造に関し 1 年以上の経験を有する者であれば、所定の製造保安責任者免状の交付を受けていない者を取扱主任者に選任することができる。</p> <p>(1) イ (2) ロ (3) ハ (4) イ、ロ (5) ロ、ハ</p> <p>【正 解】 (5) ロ、ハ</p> <p>(解 説)</p> <p>イ. (×)〔液石〕第 53 条第 1 項第 2 号の規定により、消費施設は、その減圧設備の外側から第一種保安物件（第二種保安物件も同）に対して所定の距離を有することとされている。この場合、〔液石〕第 2 条第 1 項第 16 号の規定中備考 1 により、その距離の算出はその減圧設備に接続する貯蔵設備の貯蔵能力に応じたものとされているので、処理能力から算出するのは誤り。</p> <p>ロ. (○)〔液石〕第 53 条第 2 項第 1 号の規定により正しい。</p> <p>ハ. (○)〔液石〕第 71 条第 1 号の規定により正しい。</p>	<p>問 7. 次のイ、ロ、ハの記述のうち、液化石油ガスの特定高压ガス消費者について液化石油ガス保安規則上正しいものはどれか。ただし、この消費施設の貯槽は貯蔵能力が 15 トンのもの 1 基とする。</p> <p>イ. 消費施設の減圧設備の外側から第一種保安物件に対して有すべき第一種設備距離は、その減圧設備の処理能力から算出される。</p> <p>ロ. 貯蔵設備等の周囲 5 メートル以内においては、定められた措置を講じた場合を除き、火気（その設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置いてはならない。</p> <p>ハ. 液化石油ガスの製造に関し 1 年以上の経験を有する者であれば、所定の製造保安責任者免状の交付を受けていない者を取扱主任者に選任することができる。</p> <p>(1) イ (2) ロ (3) ハ (4) イ、ロ (5) ロ、ハ</p> <p>問 8 から問 12 までの問題は、次の例による事業所に関するものである。</p> <p>【例】 専らナフサを分解して、エチレン、プロピレン、ブタジエン等を製造し、これらの高压ガスを導管により他のコンビナート製造事業所に送り出すために、次に掲げる高压ガスの製造施設（特殊反応設備を有する定置式製造設備であるもの）を有する事業所であって、コンビナート地域内にあるもの</p> <p>この事業者は、認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は認定高度保安実施者のいずれでもない。</p> <table data-bbox="1207 1226 1921 1404"> <tr> <td>事業所全体の処理能力</td> <td>: 100,000,000 立方メートル毎日</td> </tr> <tr> <td>（うち可燃性ガス</td> <td>: 99,500,000 立方メートル毎日)</td> </tr> <tr> <td>貯槽の貯蔵能力</td> <td>液化エチレン : 3,000 トン 3 基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液化プロピレン : 3,000 トン 3 基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液化ブタジエン : 2,000 トン 2 基</td> </tr> </table>	事業所全体の処理能力	: 100,000,000 立方メートル毎日	（うち可燃性ガス	: 99,500,000 立方メートル毎日)	貯槽の貯蔵能力	液化エチレン : 3,000 トン 3 基		液化プロピレン : 3,000 トン 3 基		液化ブタジエン : 2,000 トン 2 基
事業所全体の処理能力	: 100,000,000 立方メートル毎日										
（うち可燃性ガス	: 99,500,000 立方メートル毎日)										
貯槽の貯蔵能力	液化エチレン : 3,000 トン 3 基										
	液化プロピレン : 3,000 トン 3 基										
	液化ブタジエン : 2,000 トン 2 基										

問 8 から問 12 までの問題は、次の例による事業所に関するものである。

〔例〕 専らナフサを分解して、エチレン、プロピレン、ブタジエン等を製造し、これらの高圧ガスを導管により他のコンビナート製造事業所に送り出すために、次に掲げる高圧ガスの製造施設（特殊反応設備を有する定置式製造設備であるもの）を有する事業所であって、コンビナート地域内にあるもの

この事業者は、認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は認定高度保安実施者のいずれでもない。

事業所全体の処理能力	: 100,000,000 立方メートル毎日
（うち可燃性ガス	: 99,500,000 立方メートル毎日)
貯槽の貯蔵能力 液化エチレン	: 3,000 トン 3 基
液化プロピレン	: 3,000 トン 3 基
液化ブタジエン	: 2,000 トン 2 基

導 管	: エチレン、プロピレン及びブ タジエンをそれぞれ送り出す もの（導管の長さ 10 キロメー トル)
-----	---

導 管

: エチレン、プロピレン及びブ  
タジエンをそれぞれ送り出す  
もの（導管の長さ 10 キロメー  
トル)

〔正 解〕 (5) ロ、ハ

(解 説)

イ. (×)〔液石〕第 53 条第 1 項第 2 号の規定により、消費施設は、その減圧設備の外側から第一種保安物件（第二種保安物件も同）に対して所定の距離を有することとされている。この場合、〔液石〕第 2 条第 1 項第 16 号の規定中備考 1 により、その距離の算出はその減圧設備に接続する貯蔵設備の貯蔵能力に応じたものとされているので、処理能力から算出するのは誤り。

ロ. (○)〔液石〕第 53 条第 2 項第 1 号の規定により正しい。

ハ. (○)〔液石〕第 71 条第 1 号の規定により正しい。